

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
低入札価格調査制度実施要綱

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務規程（平成29年規程第48号。以下「契約規程」という。）第12条に係る入札において、低入札価格調査を行う基準としてあらかじめ設定した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札があった場合の低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低価格入札者 一般競争入札(総合評価一般競争入札を除く。以下同じ。)において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。
- (2) 最高評価値者 総合評価一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価値の最も高い者をいう。
- (3) 落札候補者 一般競争入札においては最低価格入札者を、総合評価一般競争入札においては最高評価値者をいう。

(調査対象)

第3条 経理責任者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合、落札決定を保留して、落札候補者の行った入札について低入札価格調査を実施する。

2 落札候補者が次に掲げる者に該当する場合は、前項の低入札価格調査の対象としない。

- (1) 入札参加資格の確認の結果、資格を有しないと認められた者
- (2) 低入札価格調査に必要な資料（以下「調査資料」という。）をあらかじめ指定した日に提出しなかった者
- (3) 調査資料のすべてが整っていない者

(失格の基準)

第4条 前条第1項の低入札価格調査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者は失格とする。

- (1) 労務単価が最低賃金を下回っている又は法人の積算に計上している項目が見積られていない等、必要な費用が計上されていない場合
- (2) 根拠のない本社経費の充当等、積算方法の説明ができない場合
- (3) 下請け見積り内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- (4) 当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合

(6) 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められると判断された場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、経理責任者が要領等により別に定めた低入札価格調査に係る失格の基準（十分な周知期間を設けて施行したものに限り。）に該当する場合（調査基準価格の算出）

第5条 対象業務を競争入札に付そうとするときは、当該業務の予定価格の決定者が、予定価格算出の基礎となった設計書等により、調査基準価格を算出するものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 この制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を入札公告の際に設計図書等に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

- (1) 当該入札は低入札価格調査の対象工事であること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、法人が実施する調査に対して誠実に応じなければならないこと。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、落札候補者となっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行う者は、調査資料を作成しなければならないこと。
- (5) 前号の調査資料の他に資料の提出を求める場合があること。
- (6) 無効となる入札及び失格となる場合についての基準
- (7) 前各号に掲げるもののほか、経理責任者が低入札価格調査において独自に設定した基準及び条件等

（入札参加者への周知）

第7条 入札を行う場合は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項について入札参加者へ周知を図るものとする。

- (1) 調査資料を提出しない者は、調査基準価格を下回る入札ができないこと。
- (2) 落札候補者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定すること、及びこのくじを引くことを辞退できないこと。
- (3) 調査基準価格を下回る入札をしたすべての者から調査資料の提出を求めること。
- (4) 前号の調査資料で、低入札価格調査を行わなかったものは、法人の保存期間内に限り希望者には返却するが、保存期間経過後は破棄するため、返却希望には応じられないこと。

（調査対象者の決定）

第8条 落札候補者を調査対象者とする。この場合において、落札候補者が2者以上あるときは、当該落札候補者のすべてを調査対象者とする。

（調査及び審査の実施）

第9条 低入札価格調査に係る調査及び審査は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札審査会（以下「審査会」という。）が行う。

- 2 前項の調査に当たり、総務管理部長もしくは総務部長は、調査資料の内容の確認及び分析を行い、必要に応じて調査対象者に対するヒアリングを実施するとともに、納税証明書や決算報告書並びに調査及び審査に必要となる追加資料の提出を求めるものとする。
- 3 総務管理部長もしくは総務部長は、あらかじめ調査資料の様式等を作成するものとする。

(誓約書の徴取)

第10条 低入札価格調査を実施する場合は、調査対象者から契約内容に適合した履行を確約する旨の誓約事項を記載した書面を徴取するものとする。

(審査会への報告)

第11条 総務部長は、低入札価格調査報告書を作成し審査会に報告するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第12条 審査会は、前条の報告に基づき、調査対象者の入札について、第4条に規定する失格の基準（以下「失格基準」という。）に基づき調査及び審査するものとする。

- 2 前項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由がないと認めた場合は、経理責任者は、その者を落札者とするものとする。

- 3 第1項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由があると認めた場合は、経理責任者は、その者を落札者とししないものとする。

- 4 落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

- 5 調査対象者が落札者とならなかった場合においては、次の各号に定める者を落札者とする。ただし、次の各号に定める者が調査基準価格を下回る入札をした者である場合は、その者を調査対象者とし、第9条第1項の調査及び審査を行うものとする。

- (1) 最低価格者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者

- (2) 最高評価値者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高評価値をもって入札をした者

(失格の通知)

第13条 経理責任者は、前条第3項の規定により、落札者とならなかった者に対し、落札者とならなかった理由を付した通知を行う。

(情報の公表)

第14条 経理責任者は、低入札価格調査の経緯について、落札者決定後速やかに公表する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

